

令和6年度 第1回
新たな行政経営への移行実現推進本部

次 第

- 1 新たな行政経営への移行実現推進本部の設置について
- 2 令和6年度PTの設置について
- 3 好事例・先進事例の紹介について
- 4 新規取組み項目の提案募集について
- 5 提案型プロジェクトチーム制度について



1 新たな行政経営への移行実現推進本部の設置について

(1) 概要

令和6年2月15日基本計画等推進委員会にて報告のとおり、全庁的に「新たな行政経営への移行実現プラン」(以下「プラン」という。)の推進を目的として、新たな行政経営への移行実現推進本部(以下「本部」という。)の設置等について定めた「新たな行政経営への移行実現推進本部設置要綱」を制定したので報告する。

(2) 内容

① 本部

所掌事項: プランに関すること。

新たな行政経営への移行の推進に関すること。

その他、新たな行政経営への移行の推進に必要な事項

構成: 本部長は区長を、副本部長は副区長及び教育長を、本部員はその他政策会議の構成員をもって組織する。

会議: 原則、政策会議開催日に、必要に応じて随時開催する。

1 新たな行政経営への移行実現推進本部の設置について

【参考】本部構成員一覧

区長(本部長)	技監	DX推進担当部長
副区長(第1順位)(副本部長)	世田谷総合支所長	地域行政部長
副区長(第2順位)(副本部長)	北沢総合支所長	政策企画課長(司会)
副区長(第3順位)(副本部長)	玉川総合支所長	官民連携・行政手法改革担当課長
教育長(副本部長)	砧総合支所長	政策研究・調査課長
	烏山総合支所長	広報広聴課長
	政策経営部長	財政課長
	総務部長	総務課長
	区長室長	秘書課長
	生活文化政策部長	政策経営部副参事(公共施設担当)
	環境政策部長	
	保健福祉政策部長	
	都市整備政策部長	
	教育政策・生涯学習部長	

② 推進会議

本部へ報告する事項を調査し、検討するため、推進会議を設置する。

構成：政策企画課長、財政課長、経営改革・行政手法改革担当課長、総務課長、人事課長、DX推進担当課長、DX推進担当部副参事(DX担当)、地域行政課長

会議：政策企画課長が招集し、随時開催する。

③ PT

プランに基づく取組みの検討及び推進を図るため、プロジェクトチームを設置する。

新たな行政経営への移行実現推進本部設置要綱

(設置)

第1条 計画期間を令和6年度から令和9年度とする「新たな行政経営への移行実現プラン」の推進を目的として、新たな行政経営への移行実現推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項について所掌する。

(1)「新たな行政経営への移行実現プラン」に関すること。

(2)新たな行政経営への移行の推進に関すること。

(3)前2号に掲げるもののほか、新たな行政経営への移行の推進に必要な事項

(組織等)

第3条 本部は、本部長は区長を、副本部長は副区長及び教育長を、本部員はその他政策会議の構成員をもって組織する。

2 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 前項の規定による職務の代理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定に基づき区長が定めた区長の職務代理順序が第1順位の副区長である副本部長が行うものとする。

(会議等)

第4条 本部は、本部長が必要に応じて随時招集し、主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(推進会議)

第5条 本部へ報告する事項を調査し、検討するため、推進会議を設置する。

2 推進会議の構成は別表に掲げるとおりとする。

3 推進会議は議長が召集する。

4 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(プロジェクトチーム)

第6条 「新たな行政経営への移行実現プラン」に基づく取組みの検討及び推進を図るため、プロジェクトチームを設置することができる。

(庶務)

第7条 本部及び推進会議の庶務は、政策経営部政策企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部及び推進会議の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

推進会議	政策企画課長	議長
	財政課長	構成員
	官民連携・行政手法改革担当課長	構成員
	総務課長	構成員
	人事課長	構成員
	DX推進担当課長	構成員
	DX推進担当部副参事(DX担当)	構成員
	地域行政課長	構成員

2 令和6年度PTの設置について

(1) 概要

プランに基づく取組みのうち、令和6年度以降、特に庁内横断的に検討が必要と考えられるものについて、PTを設置し、取組みの推進を図る。

(2) 新たな行政経営への移行実現推進PT一覧

個票番号	項目名	主な検討内容	事務局	想定メンバー
1-4	お問合せセンター運営業務の再構築	①代表電話・せたがやコールのあり方検討 ②問い合わせを減らすための発信の質の向上 ③出張所等窓口繁忙期の電話問い合わせ対応	政策企画課	広報広聴課 庁舎管理担当課 DX推進担当課 官民連携・行政手法改革担当課 支所区民課・地域振興課
1-5	地区情報共有プラットフォームの浸透化	①プラットフォームの浸透化 ②認知度向上の取組み ③意見集約機会へのつなぎ	地域行政課	まちづくりセンター 支所地域振興課 DX推進担当課 政策企画課 など
1-22	区立小・中学校等と区内高校・大学・企業等との連携の推進	①大学・企業・地域等と連携した取組みに関する連絡会の開催 ②地域リソース調査 ③プラットフォームの構築	事業推進担当課	政策研究・調査課 官民連携・行政手法改革担当課 市民活動推進課 商業課 教育相談課 教育研究・ICT推進課 支援教育課 乳幼児教育・保育支援課

2 令和6年度PTの設置について

(2) 新たな行政経営への移行実現推進PT一覧（続き）

個票番号	項目名	主な検討内容	事務局	想定メンバー
1-24	公共施設の多機能化の推進 (区民集会施設の有効活用)	①対象施設の検討 ②利用者の申込方法、利用方法の検討 ③運用方法(公用利用、施設管理)の検討 ④まちづくりセンターの関わり ⑤個人・団体利用の要件緩和 ⑥民間活用提案制度による施設活用	世田谷総合支所	地域振興課(世田谷) 地域行政課 市民活動推進課 生涯学習課 介護予防・地域支援課 児童課 子ども・若者支援課 政策企画課
1-30	福祉に係る相談機能の体制強化	①地区・地域の役割整理・機能強化 ②執務・相談スペースの確保 ③地区をバックアップする支援体制の強化	北沢総合支所	各総合支所 地域行政部 保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部 世田谷保健所 政策経営部
1-38	生涯学習事業の体制整理	①生涯学習事業のあり方の見直し	世田谷総合支所	各支所地域振興課 まちづくりセンター 生涯学習課 市民活動推進課 政策企画課 など

2 令和6年度PTの設置について

(2) 新たな行政経営への移行実現推進PT一覧（続き）

個票番号	項目名	主な検討内容	事務局	想定メンバー
2-5	都市整備領域における窓口、申請手続き及び情報共有等のDX推進	①IDES(街づくり情報共有システム)の後継システム検討 ②建築確認時等の電子申請システム ③待ち時間情報の提供、自動交付機、資料閲覧の拡大 ④効率的窓口運営に向けての組織体制（まちづくりセンターとの連携含む）	都市整備政策部 砧総合支所	技監 防災街づくり担当部 みどり33推進担当部 道路・交通計画部 土木部 地域行政部 各総合支所 DX推進担当課 政策企画課
2-24	オンライン相談・手続き支援の拡充	①アプリからブラウザへの変更に伴う手法やマニュアルの確認 ②接続先拡大の検討 ③効果的な広報周知の検討 ④実績を踏まえた総合検証 ⑤自宅からのオンライン相談のあり方検討	地域行政課 烏山総合支所	まちづくりセンター あんしんすこやかセンター 支所地域振興課・保健福祉4課 DX推進担当課 政策企画課 など
3-12 3-13	補助金・助成金等の申請・受付等業務の効率化	①補助金等業務集約化の円滑な実施 ②対象業務拡大の検討	政策企画課	環境・エネルギー施策推進課 国保・年金課 高齢福祉課 介護保険課 生活保健課 居住支援課
4-2	公共施設の新たな維持管理手法の導入(学校施設)	①学校施設における包括管理業務委託の検討 ②学校を除く施設における包括管理業務委託の検討	教育環境課	政策企画課 経理課 公共施設マネジメント課

2 令和6年度PTの設置について

(2) 新たな行政経営への移行実現推進PT一覧（続き）

個票番号	項目名	主な検討内容	事務局	想定メンバー
5-2	ファシリティマネジメント推進体制の構築	①施設整備体制の強化 ②データの一元化 ③職員負荷の可視化による業務改善	政策企画課	公共施設マネジメント課 教育環境課
5-13	地区・地域防災力の強化	①在宅避難の推進 ②自助共助の強化 ③予備避難所開設手順の構築 ④避難行動要支援者への対応体制 ⑤福祉避難所の対応 ⑥物資供給体制の整備	玉川総合支所 ※既存の検討部会を活用し議論を進める。(在宅避難の推進、物資供給体制の整備は災害対策課中心)	災害対策課 各支所地域振興課 各支所保健福祉課 高齢福祉課 障害保健福祉課 政策企画課 など

(3) 今後の予定

政策会議開催予定の5月(第2回)・7月(第3回)の本部や「特別職と各部長との意見交換会」において、各PTにおける検討体制、具体のスケジュールやその進捗、課題などを報告・確認するとともに、検討の方向性についてあわせて議論する。

3 好事例・先進事例の紹介について

(1) 概要

プランにおいては、庁内の成功事例や他自治体等の先進事例を周知し、新たな取組みを検討し、必要に応じて、年度途中または次年度の計画に追加・修正を行っていくこととしている。

今後の新たな取組みを検討するにあたり、令和6年度プランの取組み(※)や各所管における既存の取組みの中から、他領域や他分野への水平展開が期待できるものについて、全庁に周知する。

※ 令和6年度の取組みについては、今後、実施・運用開始予定のものも含まれます。

(2) 内容

1 補助金等業務の集約化	8 児童相談所におけるICTを活用した相談記録作成
2 Teamsの有効活用による業務効率化	9 道路通報の対応業務、道路巡回作業の効率化
3 生成A Iを活用した業務改革	10 「ほっとルームせたがやY a h ! オンライン」におけるメタバースの活用
4 個人住民税賦課・軽自動車税賦課業務の効率化	11 学校生活サポーター等への報償費支払事務等の効率化
5 税申告における予約相談の実施	12 自治体D X推進参考事例集（総務省）
6 ひきこもり及び生活困窮者等支援におけるkintoneを活用した情報共有	13 区市町村における行政手続き等デジタル化ハンドブック（東京都）
7 新BOP学童クラブの各種申請手続等業務の効率化	

4 新規取組み項目の提案募集について

(1) 概要

プランにおける検討を一過性のものとせず、新たな行政経営への移行のさらなる推進に向け、新規取組み項目の提案募集等を行い、令和6年度中または令和7年度以降の取組み項目として追加していく。

(2) 提案募集方法

好事例・先進事例の周知とあわせ、各部あてに「調査票」を送付し、各部からの提案を募集するとともに、令和6年度取組み項目における課題等について調査する。

なお、職員個人からの提案については、昨年度と同様、「職員提案制度」を活用し、受け付けることとする。

(3) 提案募集期間（予定）

4月17日(水) 部長会にて依頼 ～ 6月14日(金)まで
個人提案については、5月17日(金)まで

(4) 今後のスケジュール（予定）

令和6年 6月	提案募集締切 各課ヒアリング
7月	特別職と各部長との意見交換会
9月	必要に応じて年度途中追加項目常任委員会報告
令和6年10月～	令和7年度修正計画に向けた個票調整
令和7年 2月	令和7年度修正計画常任委員会報告

R6取組みにおける課題やR6追加取組み、R7新規取組みなどについて、各課ヒアリングの実施を予定（詳細は別途調整）

5 提案型プロジェクトチーム制度について

(1) 要旨

「新たな行政経営への移行実現プラン」の取組み項目「5-11執行体制の整備と人材育成」における取組みの一つとして、職員が政策形成過程を経験する機会を拡充することを目的に、事業の企画・立案から実施までの一連の過程を通じた、実務の経験による職員の育成を推進するとともに、庁内横断的に区政課題の解決に取り組む柔軟な組織運営の構築に向け、「提案型プロジェクトチーム制度」を実施する。

(2) 背景・課題

既存の組織体制において、職員は配属された所属での業務経験が中心となり、配属所属や担当業務によっては、事業の企画・立案を経験する機会が不足している現状にある。

また、令和5年度に改正した「世田谷区人材育成方針」では、「効果的に経験学習機会を提供する新たな手法の構築」を重点的に取り組むべき課題の一つとして位置づけているところである。

(3) 制度の目的

「(2) 背景・課題」を踏まえ、職員が現行の体制や配属所属に縛られることなく参加が可能であり、個々の能力やスキルを活用し、企画・立案から事業実施までの一連を経験することができる「提案型プロジェクトチーム制度」により、柔軟な組織運営の構築とともに、職員の経験学習機会の拡充を図る。

5 提案型プロジェクトチーム制度について

(4) 実施プロジェクト

各部及び職員個人から、以下の視点からプロジェクトテーマを募集・検討し、実施プロジェクトを決定する。

視点	視点のねらい
テーマが複数の所管課にまたがり、横断的な取り組みが必要なもの	プロジェクト化することで柔軟かつ機動的に事業を進めるとともに、職員が庁内・庁外の様々な関係者とかかわる経験の機会を拡充する。
各所管課の課題解決に向けた新規事業立ち上げに関するもの	様々な職員の柔軟な発想を新たな事業の展開に活かすとともに、新規事業の企画・立案にかかわる経験の機会を拡充する。
各所管課の既存事業のリニューアルに関するもの	様々な職員の柔軟な発想により事業の刷新・リニューアルを図るとともに、時代の変化に対応した事業の見直しにかかわる経験の機会を拡充する。

5 提案型プロジェクトチーム制度について

(5) プロジェクトチームについて

プロジェクトの実現に向け、以下の通りプロジェクトチームを構成する。

プロジェクトメンバーは、課題解決及び人材育成の観点から、公募を行い、課の代表ではなく、所属に縛られない個人の立場で参加する。

構成	対象	想定人数
プロジェクトマネージャー	部長級または課長級の職員	1名
プロジェクトリーダー	係長級の職員	1名
プロジェクトメンバー	主任以下の職員	3名～5名程度

(6) 今後のスケジュール（予定）

- 令和6年 4月 提案型プロジェクトチーム制度の実施
各部・職員個人からのプロジェクトの提案募集
- 6月 プロジェクトの募集提案締切
プロジェクト内容の調整
- 8月 実施プロジェクトの決定、メンバーの公募
- 9月 プロジェクトチーム運営開始